

選挙管理委員立候補受付

期間 2019年8月1日（木）～3日（土）

2019年8月1日（木）から3日（土）の3日間、第四十五期・第四十六期選挙管理委員の立候補受付を行います。

定数5名（選挙管理規定第五条③）

選挙管理委員に立候補を予定される方は、必ず本人が立候補期間中に立候補受付用紙を受け取り、期間内に記入・提出して下さい。

■選挙管理規定（組合規約を参照）

◆選挙管理委員会の設置【第5条】

- ①選挙及び立候補者の受付を公平に行う為、選挙管理委員会を設置する。
- ②選挙管理委員会は選挙管理機関であつて、全選挙の管理を行うものである。
- ③選挙管理委員会は5名とし、当該選挙に立候補の意志のない組合役員か組合員から選出するものであり、業務を一部、執行部に委託することが出来る。
- ④選挙管理委員は推薦委員会の推薦は受けられない。

◆選挙管理委員会の業務【第7条】

- ①選挙の公示に関する事。
- ②立候補者の受理、審査
〔立候補有資格者に基づいた審査〕
- ③投票及び開票の管理並びに立会人の指定。
- ④投票の有効・無効の判断及び当選者の発表に関する事。
- ⑤その他賛否に必要な事。

◆選挙管理委員長【第8条】

選挙管理委員長は選挙管理委員会を代表し、選挙管理委員の互選により選出する。

◆選挙管理委員任期の期日【第9条】

選挙管理委員の任期は選挙管理委員立候補公示日（選出日）から次回役員改選時の選挙管理委員選出日迄とする。